

委員会提出議案第2号

石垣市議会会議規則の一部を改正する規則

このことについて、石垣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和5年9月1日

提出者	仲 間	均
賛成者	宮 良	操
〃	平 良	秀之
〃	長 浜	信 夫
〃	砥 板	芳 行
〃	友 寄	永 三
〃	長 山	家 康
〃	後上里	厚 司
〃	石 川	勇 作
〃	内 原	英 聡

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

本議会で電子表決システムによる表決を実施可能とするため、規則を一部改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

石垣市議会会議規則の一部を改正する規則

石垣市議会会議規則（平成3年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第70条に次の2項を加える。

- 3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、電子表決システムにより表決をとることができる。
- 4 電子表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石垣市議会会議規則(平成3年議会議規則(第1号)の新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(起立又は挙手による表決)</p> <p>第70条 議長が表決をとりとうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が、起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(起立又は挙手による表決)</p> <p>第70条 議長が表決をとりとうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が、起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p> <p>3 <u>第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、電子表決システムにより表決をとることができる。</u></p> <p>4 <u>電子表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。</u></p>